

株式会社プロディライト
定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社プロディライトと称し、英文ではProdelight Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ソフトウェアの開発及び販売事業
- (2) 電気通信事業
- (3) 電子通信機器の仕入、販売に関する事業
- (4) 電気通信工事業
- (5) 電気通信事業者の代理店業
- (6) 広告宣伝に関する事業
- (7) 古物の売買に関する事業
- (8) 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機 関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5,640,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてこれを取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときにこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対し交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任議案は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する他の取締役の任期の満了するときまでとする。

(取締役の解任)

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録によって同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

2 前条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集権者)

第36条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議において選任する。

(任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第47条 当社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。

(中間配当)

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(配当財産の除斥期間)

第49条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、
当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 前項の未払配当財産に利息をつけない。

2023年6月16日